

大規模施設等に対する協力金の概要

(令和3年5月12日付け国事務連絡をもとに作成)

I. 特定大規模施設運営事業者に対する協力金

<p>支給対象者</p>	<p>特定大規模施設(※1)の運営により収益を得る事業者で、大規模施設の休業、営業時間短縮等を決定する権限を有する事業者</p> <p>(※1) 特措法第24条第9項に基づく時短要請に基づき時短営業した建築物の床面積が1,000㎡超の施設 ただし、下記施設(及び事業者)は特定大規模施設にあらず協力金支給の対象外 ・特措法施行令第11条第1項第10号の施設 博物館、美術館、図書館 など ・令和3年4月23日付国の基本的対処方針中、緊急事態宣言下での「無観客での開催・運営」の要請対象とされたイベント関連施設 劇場、観覧場、演芸場など/集会場、公会堂など/展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど/ ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)/テーマパーク、遊園地/ 野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場 など ・コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、ARTS支援事業等の支給を受けている事業者</p>		
<p>協力金額計算式</p>	<p>①自己利用部分面積に係る協力金</p> <p>「時短営業を行った自己利用部分面積(1,000㎡毎を1単位(※2))×20万円」 × 「短縮した時間(※3)÷本来営業時間」 × 時短要請に応じた日数</p>	<p>②テナント事業者等把握管理等に係る追加支給分</p> <p>「時短営業を行った大規模施設に係る店舗の数(テナント店舗+特定百貨店店舗)×2千円」 × 「短縮した時間(※3)÷本来営業時間」 × 時短要請に応じた日数</p>	<p>③特定百貨店店舗に係る協力金</p> <p>「特定百貨店店舗の数×2万円」 × 「短縮した時間(※3)÷本来営業時間」 × 時短要請に応じた日数</p>
<p>備考</p>	<p>(※2)1,000㎡以下は、1,000㎡(1単位)とみなします。単位未満は切捨て(例:1,500㎡は1単位扱い) (※3)始業を遅くした部分、要請を超えた短縮部分は短縮した時間を含みません</p> <p>(※3)始業を遅くした部分、要請を超えた短縮部分は短縮した時間を含みません</p> <p>(※3)始業を遅くした部分、要請を超えた短縮部分は短縮した時間を含みません</p> <p>■自己利用部分面積の考え方 特定大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分を指します。</p> <p>■自己利用部分面積に含めないもの ・テナント事業者の区画面積 ・生活必需品の販売等を行う業者の区画面積 ・特定百貨店店舗の区画面積 ・階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室(間仕切り等で区分された部分)、公衆電話室、便所、駐車場及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室、倉庫など当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積</p> <p>■映画館の運営事業者に対する加算 大規模施設である映画館運営事業者には、Ⅱ②の協力金を加算します。</p> <p>■大規模小売店舗立地法の適用施設の特例 以下を自己利用部分面積に含むものとして計算できます。 ・大規模小売店舗の屋内に存する、集客を目的とした催事、移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積</p> <p>■適用条件 テナント事業者等に対する協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が10以上存在する案件に限ります。</p> <p>■店舗数の数え方 1つの事業者が同一の大規模施設において、複数の店舗を営んでいる場合、複数の店舗として数えます。</p> <p>■適用条件 特定百貨店店舗を有する特定大規模施設に限ります。</p> <p>■特定百貨店店舗の定義 当該店舗の売上が百貨店等にいったん計上され、その後分配される場合であって、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗のことです。</p> <p>■店舗数の数え方 1つの事業者が同一の大規模施設において、複数の店舗を営んでいる場合、複数の店舗として数えます。</p>		

II. テナント事業者等に対する協力金

<p>支給対象者</p>	<p>休業や時短要請に応じた大規模施設(※4)の一部を賃借し、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営んでいる事業者(大規模施設内に入居するテナント等)(※5)</p> <p>(※4) Iの※1ただし書きの対象外施設を含む (※5) 飲食業に係る協力金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、ARTS支援事業等の支給を受けている事業者は対象外</p>		<p>非飲食業カラオケ事業者(※5)</p>
<p>協力金額計算式</p>	<p>①テナント事業者等</p> <p>「時短営業した店舗面積(100㎡毎を1単位(※6))×2万円」 × 「短縮した時間(※7)÷本来の営業時間」 × 大規模施設が時短要請に応じた日数</p>	<p>②大規模施設である映画館の運営事業者及び映画配給会社</p> <p>「常設のスクリーン数×2万円」 × 「短縮により上映できなくなった上映回数÷本来予定していた上映回数」 × 大規模施設が時短要請に応じた日数</p>	<p>③非飲食業カラオケ事業者</p> <p>2万円 × 休業した日数</p>
<p>備考</p>	<p>(※6)100㎡以下は、100㎡(1単位)とみなします。1単位未満は切捨て(例:150㎡は1単位扱い) (※7)始業を遅くした部分、要請を超えた短縮部分は短縮した時間を含みません</p> <p>■テナント事業者等の定義 営業時間短縮要請期間中に、契約に基づき大規模施設の区画を賃借し、分譲を受けて、自己の名義等で出店し、大規模施設を利用する一般消費者向けに、大規模施設の運営者に対して一定の自律性をもって事業を営む事業者のことです。</p> <p>■非飲食業カラオケ事業者の定義 飲食業の許可を得ていないカラオケ事業者で、建築物の床面積が1,000㎡以下の事業者を指します。</p> <p>■支給対象 特措法第45条第2項の休業要請等を受け、休業したカラオケ事業者</p>		